

# 平成 30 年度から国保の被保険者証が変わります

【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

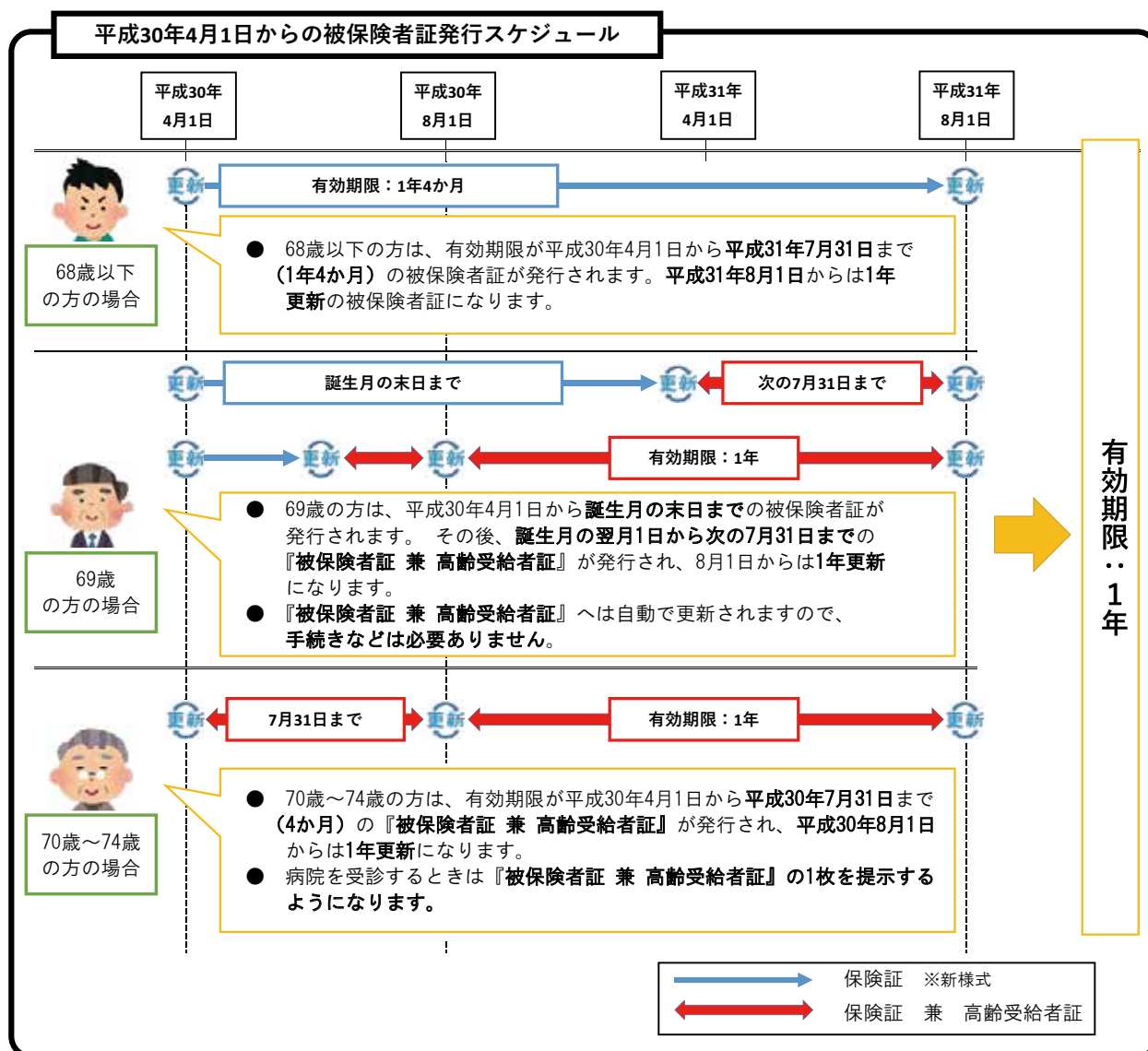
## ■「高齢受給者証」がなくなります

70～74歳の方には毎年3月に送付する被保険者証のほか、7月に、一部負担金の割合を記載した「高齢受給者証」を送付していました。今回の被保険者証更新からは、利便性向上のため、被保険者証と高齢受給者証が一体化して、1枚のカードになります。

## ■被保険者証も変わります

この高齢受給者証の変更にあわせて、毎年3月に送付していた被保険者証も、7月の送付に変更となります（70歳以上の方の負担割合が8月に切り替えのため）。

平成30年度からの被保険者証発行のスケジュールについては次のとおりとなりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



## 後期高齢者医療保険料の軽減等が変わります

後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っているため、後期高齢者医療保険料率は、今後2年間の医療給付費等の見込みに対応できるよう計算します。

被保険者数の増加に伴い、医療給付費総額は年々上昇しており、今後も上昇が見込まれるところですが、平成30・31年度の保険料率を決定するに当たっては、後期高齢者医療給付費準備基金を活用することにより保険料率の上昇を抑制したため、平成28・29年度から据え置きとなりました。

ただし、所得の増減や保険料軽減措置の改正等により保険料額が増減する場合があります。

※下線部が変更点になります。

### <平成29年度>

#### ①均等割額の軽減

| 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合                    | 均等割額の軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|---------------------------------------------|-----------|----------|
| 33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合） | 9割        | 3,900円   |
| 33万円以下の世帯                                   | 8.5割      | 5,900円   |
| 33万円＋「 <u>27万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯          | 5割        | 19,700円  |
| 33万円＋「 <u>49万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯          | 2割        | 31,600円  |

#### ②所得割額の軽減

基礎控除額後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、年金収入額が211万円以下）の場合は、所得割額が2割軽減されます。

#### ③加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が7割軽減され、所得割額の負担はありません。（軽減後の年間保険料：11,800円）



### <平成30年度>

#### ①均等割額の軽減対象の拡大

| 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合                    | 均等割額の軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|---------------------------------------------|-----------|----------|
| 33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合） | 9割        | 3,900円   |
| 33万円以下の世帯                                   | 8.5割      | 5,900円   |
| 33万円＋「 <u>27万円5千円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯       | 5割        | 19,700円  |
| 33万円＋「 <u>50万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯          | 2割        | 31,600円  |

#### ②所得割額の軽減の廃止

所得割の軽減が廃止となりました。

#### ③加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。（軽減後の年間保険料：19,700円）

#### 保険料賦課限度額の引き上げ

保険料賦課限度額を57万円（平成28・29年度）から62万円（平成30・31年度）に引き上げられました。

【問い合わせ】○ 保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213  
○ 保険料の納付について 国保年金課 医療グループ（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

## 4月から介護保険制度が変わります

【問い合わせ】介護福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

介護保険は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会みんなで支えるしくみです。

### ▼平成30年4月からの改正ポイント

#### 1. 介護サービス

##### ○介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わりました。

介護報酬の改定に伴い、介護保険サービスの金額が変わったため、利用者が支払う負担額も変わりました。

##### ○介護保険施設に「介護医療院」が創設されました。

日常的な医学管理が必要な重度介護者を受け入れるための施設として「介護医療院」が創設されました。

##### ○「共生型サービス」が創設されました。

1つの事業所で、介護保険と障害者福祉のサービスを一体的に提供する「共生型サービス」が創設されました。共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険サービスが利用できます。



#### 2. 介護保険料

##### ○介護保険料が変わります。

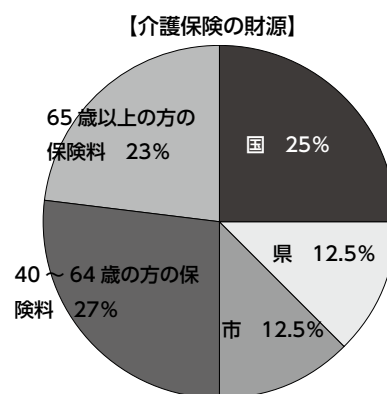
65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は3年に一度見直され、平成30～32年度（第7期）の介護保険料が変わります。

##### ○介護保険料段階を判定する基準が一部変更されました。

65歳以上の方の保険料段階を判定する基準のうち「合計所得金額」は、「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額」となります。

##### ○介護保険の財源構成が変更されました。

介護保険の財源の半分を担う介護保険料のうち、65歳以上の方の負担割合が23%に、40～64歳の方の負担割合が27%に変更されました。



◆平成30年度からの介護保険制度の詳しい内容については、パンフレット等でお知らせします。

## 「介護マーク」をご活用ください

【問い合わせ】介護福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

認知症の方の介護は、周囲の方から見ると介護していることが分かりにくいので、誤解や偏見を持たれることがあります。そこで、介護する方が「介護中」であることを周囲の方に理解していただくために「介護マーク」を作成し、配布しています。

認知症の方や障害者を介護されている方は、このマークを介護の中で必要なときにご活用ください。

介護マークは、介護福祉課（玉造庁舎）で配布しています。

【介護マーク】



## 高齢者福祉事業について紹介します

【問い合わせ】介護福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

市では、高齢者の方が住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送ることができるよう支援しています。

サービスの利用については、介護福祉課にお問い合わせください。



※各事業とも、対象者要件や利用者負担がある場合があります。

| 事業名                       | 事業概要                                                                                                                                                                                                       | 申請受付        |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 愛の定期便事業                   | 65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、牛乳等の乳製品を定期的に業者が宅配するとともに、安否確認を行います。                                                                                                                                                     | 介護福祉課（玉造庁舎） |
| 緊急医療情報キット支給事業             | 65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急救命時に役立つ緊急医療情報キット【情報シート（持病・連絡先等の個人情報を記載）・シール（利用者を知らせる玄関用）・マグネット（保管場所を知らせる冷蔵庫用）】を給付します。                                                                                               |             |
| 緊急通報システム事業                | 65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、急病などの緊急時に迅速な対応を図るため、近親者や近隣協力員などの連絡体制を整備するとともに、簡単な操作で消防本部に通報できる装置を設置します。                                                                                                               |             |
| 日常生活用具給付等事業               | 65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活用具【卓上用電磁調理器、火災報知器、家具転倒防止器具等（70歳以上）】を給付します。                                                                                                                                        |             |
| 介護慰労金支給事業                 | 5月31日現在で、介護保険の要介護4・5の在宅高齢者を介護する方に、年1回一律10,000円の慰労金を支給します（入院や入所等が90日以上あった場合を除く）。                                                                                                                            |             |
| 徘徊高齢者家族支援サービス事業           | 徘徊の見られる高齢者を介護している家族を対象に、安心して介護できる環境をつくるため、位置情報を送信する装置を貸与し、その高齢者が身につけることで位置情報を介護者に知らせます。                                                                                                                    |             |
| 訪問理美容サービス事業               | 歩行困難等で理容所・美容室に出向くことができない65歳以上の方で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯または市民税非課税世帯に属する介護保険要支援認定の方を対象に、理容・美容師が自宅を訪問し、散髪のサービスを行います。                                                                                              |             |
| いばらき高齢者優待制度（いばらきシニアカード）事業 | 65歳以上の高齢者へシニアカードを交付することにより、外出をうながすことによって、健康増進や引きこもりの防止をし、高齢者を地域・企業・行政が一体となり支えあう社会の構築を目指しています。<br>また、カード裏面に個人情報（住所・氏名・連絡先等）を記載することができ、緊急事態の照会に役立つようになっています。<br>※協賛店へシニアカードを提示することにより、店ごとに設定されたサービスの提供があります。 | 行方市社会福祉協議会  |
| 高齢者紙おむつ助成事業               | 介護保険制度の要支援者で、紙おむつの介護用品を必要とする在宅の65歳以上の高齢者を対象に、行方市指定の薬局・薬店で利用できる助成券（紙おむつ等購入料金1ヵ月5,000円を上限とし、1割自己負担）を交付します（1ヵ月のうち15日以上入院やショートステイを利用した者を除く）。                                                                   |             |
| 在宅福祉サービス事業                | 要介護者・要支援者・身体障害者等で、単独での移動が困難な人を対象に、通院および外出介護などのサービスや、日常生活を営むのに支障のある高齢者等への家事援助のサービスを提供します。                                                                                                                   |             |

## マナーを守って、ペットと共に住みよいまちづくりを②

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

新年度がスタートしました。この時期、新たな気持ちで何かを始める方も多いと思います。ペットを飼うことを検討している方もいらっしゃるかもしれません。

茨城県獣医師会では「動物を飼う心構え」を啓発しています。皆さんにもご紹介します。

### ■動物を飼う心構え「6つの約束」

1. なぜ動物を飼うのか。目的と必要性をもっとよく考えてみよう。「小さくて可愛い」だけではダメ！
2. 飼おうとする動物の生態（生き方・生活の仕方）をよく知っているか。どのような動物をどれだけ飼えるか。
3. 飼うための施設や環境は充分か。環境・外敵・いたずら・危険防止対策
4. 飼料（エサ）の供給は充分か、管理は誰がするか（エサ代は誰が出すのか）。
5. 終生飼い続けられるか、動物が死んだらどうするのか。
6. 愛護の心を大切に持ち続けよう。人に迷惑をかけないように。

病気になった犬や猫、また複数生まれた子犬や子猫を飼いきれず、捨ててしまう方がいます。犬や猫は命ある動物です。これらにも「動物の愛護及び管理に関する法律」が定められており、ペットを飼いきれず捨てることは、法律に反する行為です（動物の愛護及び管理に関する法律第44条：罰則 茨城県犬猫殺処分ゼロ目指す条例第4条：犬又は猫の所有者の責務）。

ペットを飼う場合は、上記の心構えを確認の上、家族の一員としてペットを迎え入れができるかを検討し「適正飼養」「終生飼養」に努める「自覚」と「責任」をもって、ペットを飼うようにしてください。

ペットも、  
家族の一員  
だニャン！



### 行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



IBS 茨城放送 (i-FM)（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz、土浦・県西中継局 145.8kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

### エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます

FMかしま



ひるどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

#### ■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

#### ■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。



# 行方市農業委員候補者・農地利用最適化推進委員候補者を募集します

【問い合わせ】農業委員会事務局（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

農業委員会等に関する法律の一部改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）に伴い、平成 30 年 9 月 1 日に任期満了となる行方市農業委員と、新設される農地利用最適化推進委員の候補者をそれぞれ募集します。

## 【農業委員会等に関する法律の一部改正の主な内容】

### ①農業委員会業務の重点化

農業委員会の必須業務として、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の推進など、農地利用の最適化の推進が明確に位置づけられました。

### ②農業委員の選出方法の変更

公選制が廃止され、推薦・公募後、市長が市議会の同意を得て任命する方法に変更になりました。

### ③農地利用最適化推進委員の新設

各地域で農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が新設されました。なお、農業委員と同様に推薦・公募後、農業委員会が委嘱します。

## ■共通事項

**募集期間** 4月23日（月）～5月22日（火）午前8時30分～午後5時15分※土・日・祝日を除く

**申込方法** 農業委員会事務局、総務課窓口に配置または市ホームページ上でダウンロードした募集用紙に必要な事項を記入の上、農業委員会事務局または総務課へ持参提出してください。なお、代理人でも可能です。

**選考方法** 農業委員選考委員会で、提出書類などに基づき選考します。

**そ の 他** ①農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。

※ただし、両方に推薦・応募はできます。

②募集状況の中間経過および結果は、市ホームページで公表します。

## ■農業委員に関する事項

**対 象 者** 農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進などに関し、その職務を適切に行うことができる者

**募集人員** 農業委員定数 19 人（推薦・公募合わせて）

**委員任期** 平成 30 年 9 月 2 日～平成 33 年 9 月 1 日まで（3 年間）

**報 酬** 月額 54,100 円（※活動によって加算額あり）

**そ の 他** ①原則として農業委員の過半数は、認定農業者でなければなりません。

②農業者以外で、中立な立場で公正な判断をすることができる者が 1 人以上必要です。

## ■農地利用最適化推進委員に関する事項

**対 象 者** 農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

※必ずしも農業経験を問いません。

**募集人員** 農地利用最適化推進委員定数 16 人（推薦・公募合わせて）

**業務内容** 担当区域内（市内 13 地区）で「農地利用の最適化」を推進します。

**委員任期** 農業委員会が委嘱した日から平成 33 年 9 月 1 日まで

**報 酬** 月額 30,000 円（※活動によって加算額あり）

# 市があなたに代わって浄化槽を設置・維持管理します

～平成 30 年度 戸別浄化槽整備事業（市設置型浄化槽）～

## ■戸別浄化槽整備事業とは…

従来、浄化槽は個人において設置・維持管理を行っていた  
 だくものですが、この事業は市民の皆さんに代わって、市が  
 浄化槽の設置・維持管理を行い、適正な生活環境の保全と公  
 衆衛生の向上を図るものです。

この事業を利用される場合は、浄化槽工事費用の一部を負  
 担していただく加入分担金と、設置後に市が行う維持管理費  
 用を毎月の使用料として納付していただくことになります。

## ■対象地域

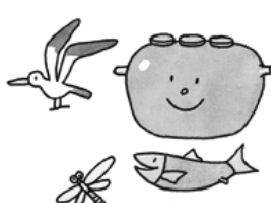
麻生・玉造地区の公共下水道認可区域および農業用集落排  
 水事業区域を除く市内全域

## ■加入分担金および使用料

| 住宅延床面積 | 浄化槽の大きさ | 分担金       | 使用料（税別） |
|--------|---------|-----------|---------|
| 140㎡未満 | 5 人槽    | 110,000 円 | 3,800 円 |
| 140㎡以上 | 7 人槽    | 140,000 円 | 4,000 円 |
| 2 世帯住宅 | 10 人槽   | 190,000 円 | 5,100 円 |

## ■市と個人の負担・管理区分

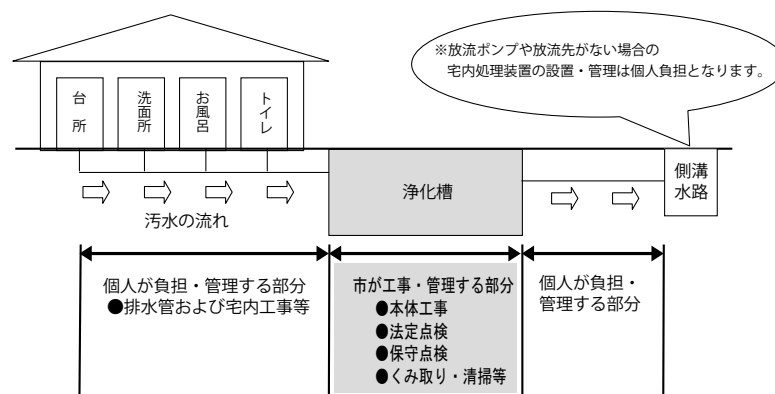
### 1. 設置工事

| 市が実施する部分                                                                                                       | 個人が実施する部分                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①本体標準工事<br>②本体工事に係る附帯工事<br> | ①配管工事 → 市指定工事店へ依頼してください。<br>②宅内設備の改造や改築<br>③工事の支障となる物の撤去、移転、復旧など<br>④既設浄化槽等の撤去<br>⑤屋外コンセント設置工事<br>⑥駐車場タイプにする場合の補強工事<br>⑦処理水を道路側溝等へ放流する際の道路管理者等への許可申請<br>※単独浄化槽からの入れ替えの場合、既設浄化槽の撤去費および配管工事費<br>に対する補助制度があります（ただし、確認申請を伴う新築・改築は除く）。<br><b>補助額 150,000 円</b> |

### 2. 維持管理

| 市が実施する部分                                                              | 個人が実施する部分                              |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| ①保守点検（年 3 回）<br>②法定検査（年 1 回）<br>③くみ取り・清掃（必要に応じて）<br>④消耗品交換・修繕（必要に応じて） | ①浄化槽使用料<br>②浄化槽に要する電気料<br>③清掃に要する水道使用料 |

### <負担および管理区分図>



## 【問い合わせ】

下水道課 施設整備グループ（玉造庁舎）

☎0299-55-0111

## ■浄化槽の規格

高度処理型合併浄化槽 窒素・リン除去タイプ  
 （BOD10mg/ℓ以下、総窒素量 10mg/ℓ以下、リン  
 1 mg/ℓ以下）

## ■設置希望の方は…

- ①申請受付は、**平成 30 年 4 月 2 日（月）** から下水道課（玉造庁舎）で開始します。
- ②申請書に必要な事項を記入の上、提出してください（その他必要添付書類あり）。  
 ※申請用紙は下水道課（玉造庁舎）に直接来ていただくか、市ホームページからダウンロードできます。
- ③設置を希望される時期の 2 カ月前までにお申し込みください。ただし、4～5 月設置の場合は事前にご相談ください。
- ④**浄化槽の設置基数には制限があります**ので、お早めにご検討ください。



## 第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）開催！

- 主 催 茨城県、公益財団法人国際湖沼環境委員会（ILEC）  
 ○共 催 国土交通省、環境省、農林水産省、土浦市、つくば市、かすみがうら市、鉾田市、茨城町、水戸市、霞ヶ浦問題協議会、ラムサール条約登録湿地ひめまの会  
 ○会 期 平成30年10月15日（月）～19日（金）  
 ○場 所 つくば国際会議場 ほか  
 ○テーマ 人と湖沼の共生 ― 持続可能な生態系サービスを目指して ―  
 ○趣旨概要

人が湖沼と共に生きていき、生態系から得られる恵みである生態系サービスを将来にわたって持続的に享受するためには、どのようなことに取り組むべきなのかについて、住民、農林漁業者、事業者、研究者、行政など湖沼に関わりを持つ全ての人々が、情報の共有、意見交換を行います。

### ○会議プログラム

| プログラム名       | 内容                                                                     |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| 基調講演         | 三村 信男 茨城大学大学長にご講演いただきます。                                               |
| 政策フォーラム      | 茨城県知事、国内外の政策責任者による発表・討議を行います。                                          |
| 分科会          | 研究者や市民団体等が9つのテーマに分かれて、研究や活動成果の発表・討議を行います。                              |
| 湖沼セッション      | 国内外の主要な湖沼流域の市民、行政、研究者、企業等が、活動内容や施策等について討議します。                          |
| 霞ヶ浦セッション     | 霞ヶ浦流域関係者が霞ヶ浦の抱えるさまざまな課題を共有し、持続可能な生態系サービスに向けた具体的な行動に連携して取り組むための討議を行います。 |
| 展示会          | 企業や研究機関等の先進的な実例や活動内容等を展示します。                                           |
| エクスカージョン（視察） | 霞ヶ浦流域や千波湖・洄沼沿岸等の環境関連施設等の現地視察を行います。                                     |

※そのほかプログラムの詳細やスケジュールはホームページをご覧ください。

○参加登録 公式ホームページから登録をお願いします。 <http://www.wlc17ibaraki.jp/>

### サテライト

会議前プログラムとして、霞ヶ浦、洄沼、千波湖に近接する5市町において、市民団体等と連携した環境関連行事（環境フェアやシンポジウム等）を開催します。

| 市町      | 月日          | 行事名                                  | 場所                                   |
|---------|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 土浦市     | 7/16（月・祝）   | 泳げる霞ヶ浦市民フェスティバル                      | 国民宿舎水郷跡地                             |
|         | 8/25（土）（予定） | 茨城県霞ヶ浦環境科学センター夏祭り                    | 茨城県霞ヶ浦環境科学センター                       |
|         | 10/13（土）    | サテライトつちうらメイン大会                       | L'AUBE（メイン会場）、土浦港、Jcom スタジアム、アルカス土浦等 |
| かすみがうら市 | 5/3（木・祝）    | 帆引き船フェスタ with 世界湖沼会議                 | 歩崎公園                                 |
|         | 9月中旬        | 帆引き船講演会＆帆引き船シンポジウム「帆引き船と霞ヶ浦の魚食文化」    | 農村環境改善センター 歴史博物館                     |
| 鉾田市     | 9月          | 鉾田市世界湖沼会議サテライト会場（7～9月に市民活動への参加も実施予定） | 鉾田市総合公園ほか                            |
| 茨城町     | 9/30（日）     | 第4回湖沼環境フェスティバルラムサールシンポジウム in ひめま     | 洄沼自然公園                               |
| 水戸市     | 6/3（日）      | 水戸市環境フェア 2018                        | 千波公園                                 |

【問い合わせ】 第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）実行委員会事務局  
 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県生活環境部環境対策課内  
 ☎029-301-2995（平日8:30～17:15） <http://wlc17ibaraki.jp/>



4月から

## 市の組織が一部変わります

総務課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

新たな行政需要や市政の喫緊の課題に対応するため、限られた人的資源を重点的に配置し、効率的な業務執行や効果的な施策展開を推進するとともに、引き続き、市民の視点に立った行政サービスの提供、市民福祉増進のために組織の見直しを行いました。

### ■組織見直しの概要

（1室2課廃止、1部2課新設）

○市長公室政策秘書課および市長公室総合戦略課を廃止し「企画部企画政策課、企画部情報政策課」を新設します。

※企画政策課は、市政全般、定住・企業誘致および地域整備に関することなど。情報政策課は、広報および情報発信（エリア放送）など。

（1部名の変更および1課移行）

○保健福祉部を「市民福祉部」に部名を変更します。総務部総合窓口課を「市民福祉部総合窓口課」へ移行します（窓口業務は、これまでどおり3庁舎で行います）。

（1課廃止に伴う業務の移行）

○総務部財産管理課を廃止し、その業務を総務部財政課および企画部情報政策課へ移行します。

これからも、より一層市民サービスの向上に努めてまいりますので、よろしく願います。

## 市役所庁舎（麻生・北浦・玉造）の夜間対応が変わります

財政課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

4月1日から、市役所各庁舎の夜間（午後10時～翌日午前6時）における急な用件などは、警備会社を経由して担当課が対応します。

なお、戸籍届については添付書類の確認が必要になりますので、事前に総合窓口課までお問い合わせください。



## 市営路線バスに

### お得な回数券ができました

企画政策課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

麻生小学校のスクールバスの空き時間を活用した市営路線バス（麻生庁舎）なめがた地域医療センター間）について、このたび、お得な回数券ができました。

1回2000円の乗車券6枚セットで千円となっています。ぜひご利用ください。

### 【市営路線バス乗車券の種類】

○1日乗車券500円

1日何度でも乗り降り自由な乗車券です。運転手から購入し、以降は乗車の際にご提示ください。

### ○回数乗車券

1枚で1回の乗車が可能です。バス乗車の際に運転手から購入してください（6枚セットで千円での販売のみ）。以降は、乗車の際に1枚ずつ切り離して運転手へお渡しください。

## 民生委員・児童委員の交代がありました

社会福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

3月1日付けで新たに民生委員・児童委員として、厚生労働大臣および茨城県知事から委嘱されました。地域の皆さんの身近な相談役として、よろしく願います。

任期は平成30年3月1日から平成31年11月30日です。

### ■北浦地区

加藤たか子委員（担当区域…両宿）

☎0291・35・1488



## 児童扶養手当のお知らせ

子ども福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

児童扶養手当とは、主にひとり親で子を養育している方に支給される手当です。

手当額は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて額を改定する物価スライド措置がとられています。平成29年全国消費者物価指数の実績値は「対前年比+0.5%」と公表されたため、平成30年度の児童扶養手当額については、0.5%の引き上げとなります。※詳しくは、下の表をご覧ください。



■平成30年4月分以降の手当額 ※（ ）内は平成30年3月分との差

| 対象児童数 | 全部支給のとき                            | 一部支給のとき                           | 全部支給停止のとき |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 1人目   | 42,500円/月<br>(+210円)               | 42,490円～10,030円/月<br>(+210円～+50円) | 0円/月      |
| 2人目   | 10,040円/月を加算<br>(+50円)             | 10,030円～5,020円<br>(+50円～+20円)     | —         |
| 3人目以降 | 対象児童1人につき<br>6,020円/月を加算<br>(+30円) | 6,010円～3,010円<br>(+30円～+10円)      | —         |

手当を受給するには要件があります。制度や申請に関しては、こども福祉課までお問い合わせください。

## 行方市福祉バスに関するお問い合わせは行方市社会福祉協議会へ

社会福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

4月から、これまで社会福祉課（玉造庁舎）で行ってきた行方市福祉バスの予約・申請の受付を、行方市社会福祉協議会で行います。

ご利用の皆さまには大変ご不便をお掛けしますが、よろしく願います。

## ■福祉バスの予約・申請書の提出

行方市社会福祉協議会

☎0299・36・2020

## 子どもたちの学習を

## 応援しませんか

生涯学習課（北浦庁舎）

☎02991（35）2111

## 「行方ふれあいスタディ」講師募集！

本市では、平成27年度から市内の小・学4年生から中学3年生の希望者を対象に「行方ふれあいスタディ」（無

料）を、地域の皆さんの協力の下、実施しています。「もっと学びたい」と願っている子どもたちの、学習支援活動に協力していただける講師を次のとおり募集します。

## ■開催場所

麻生公民館、北浦公民館、玉造公民館

## ■期間

平成30年5月26日（土）から平成31年2月末までの土曜日

午前9時30分～午前11時30分

## ■内容

学校の勉強で、分からない箇所の補充的学習

## 【募集内容】

## ■資格

教員免許等資格者、教員経験者

## ■講師料

時給1480円

## ■人員

各公民館数人

## ■保険

指導中の活動については、保険適用となります。

## ■申込期限

5月11日（金）

## 国民健康保険人間ドック・ 脳ドック助成について

### ●助成金額

- ①日帰り・1泊人間ドック 20,000 円
- ②脳ドック（特定健診有） 20,000 円
- ③脳ドック（特定健診無） 15,000 円

※年度内の1人あたりの助成は人間ドックと脳ドックのいずれかであり、脳ドックの助成については、2年に1回となります。

●申請期限 平成 30 年 12 月 28 日（金）

### ●資格要件

- ・人間ドック等受診日において、満 40 歳以上 75 歳未満であること
- ・国民健康保険税を滞納していない世帯に属していること
- ・市で行う集団健診および医療機関で年度内に特定健診を受けていないこと（脳ドック特定健診無は可）

### ●人間ドック等助成事業に係る市との契約医療機関一覧

（平成 30 年 4 月現在）

| 名称                                 | メニュー                                              | 電話番号         |
|------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------|
| 医療法人幕内会山王台病院                       | 日帰り人間ドック<br>1泊人間ドック<br>脳ドック（特定健診有）<br>脳ドック（特定健診無） | 0299-26-3130 |
| 土浦協同病院なめがた地域医療センター<br>健診センター       | 日帰り人間ドック<br>脳ドック（特定健診無）                           | 0299-56-0600 |
| 社会福祉法人白十字会白十字総合病院健診センター            | 1泊人間ドック<br>日帰り人間ドック<br>脳ドック（特定健診有）<br>脳ドック（特定健診無） | 0299-93-1779 |
| 公益財団法人筑波メディカルセンター<br>（つくば総合健診センター） | 日帰り人間ドック<br>1日人間ドック+脳ドック<br>脳ドック（特定健診有）           | 029-856-3500 |
| 医療法人石岡脳神経外科病院<br>石岡循環器科脳神経外科病院     | 日帰り人間ドック<br>脳ドック（特定健診無）                           | 0299-58-5211 |
| 一般財団法人霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター            | 日帰り人間ドック<br>脳ドック（特定健診有）                           | 029-887-4563 |
| 一般社団法人石岡市医師会石岡市医師会病院健診センター         | 日帰り人間ドック                                          | 0299-23-4113 |
| 医療法人社団善仁会小山記念病院健康管理センター            | 日帰り人間ドック<br>脳ドック（特定健診有）<br>脳ドック（特定健診無）            | 0299-85-1139 |
| 総合病院 土浦協同病院                        | 日帰り人間ドック<br>脳ドック（特定健診無）                           | 029-830-3711 |
| 小美玉市医療センター                         | 半日ドック                                             | 0299-58-2711 |
| 一般財団法人茨城県メディカルセンター                 | 日帰り人間ドック                                          | 029-243-1111 |
| 医療法人社団常仁会<br>牛久愛和総合病院総合健診センター      | 日帰り人間ドック<br>一泊人間ドック<br>脳ドック（特定健診有）                | 029-873-4334 |
| 筑波大学附属病院<br>つくば予防医学研究センター          | 日帰り人間ドック<br>脳ドック（特定健診有）                           | 029-853-4205 |

### ●申請方法

上記医療機関に直接電話等で受診日（平成 31 年 2 月末日までに受診のこと）を予約後、認め印を持参の上、国保年金課（玉造庁舎）へ申請してください。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

# 税金のお知らせ

## 市税を一時に納付できない方のために「猶予制度」があります

納税者等からの申請に基づいて、次の事由があると認められる場合に、原則として1年以内に限り徴収（換価）猶予が認められる場合があります。

- ①災害や盗難にあったとき
- ②納税者または家族の病気・負傷
- ③事業の廃止・休止
- ④事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤その他上記「①～④」に類する事実があったとき

なお、猶予制度の詳細については、収納対策課にお問い合わせください。

### ◇猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- ・財産の差押や換価（売却）が猶予されます。

※納付困難な事情があるため市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに収納対策課にご相談ください。

## 3月実施の不動産公売結果のお知らせ

### ■不動産（入札方式）

| 売却区分<br>番号 | 所在                                        | 地番                                                     | 地目                         | 地積（㎡）                                      | 見積金額（円）   | 落札金額（円） | 入札者数 |
|------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------|-----------|---------|------|
| 17-10      | 矢幡字箕崎                                     | 2460 番                                                 | 田                          | 1578                                       | 300,000   | 350,000 | 2人   |
| 17-13      | 麻生字後堀<br>麻生字後堀<br>麻生字後堀<br>麻生字後堀<br>麻生字後堀 | 886 番 3<br>889 番 8<br>889 番 12<br>889 番 14<br>889 番地 8 | 山林<br>宅地<br>宅地<br>宅地<br>居宅 | 211<br>1006.34<br>188.41<br>0.91<br>135.47 | 1,230,000 | —       | 0人   |
| 17-15      | 井貝字会下山<br>井貝字会下山                          | 310 番 1<br>312 番 2                                     | 畑<br>畑                     | 1575<br>492                                | 390,000   | 650,000 | 2人   |
| 17-16      | 蔵川字新入田                                    | 33 番 1                                                 | 田                          | 1714                                       | 490,000   | 630,000 | 2人   |

### ◆固定資産課税台帳縦覧期間のお知らせ

期 間：4月2日（月）～5月31日（木）午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日を除く

縦覧場所：税務課（麻生庁舎）、総合窓口室（北浦庁舎）、総合窓口課（玉造庁舎）

【問い合わせ】税務課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811